

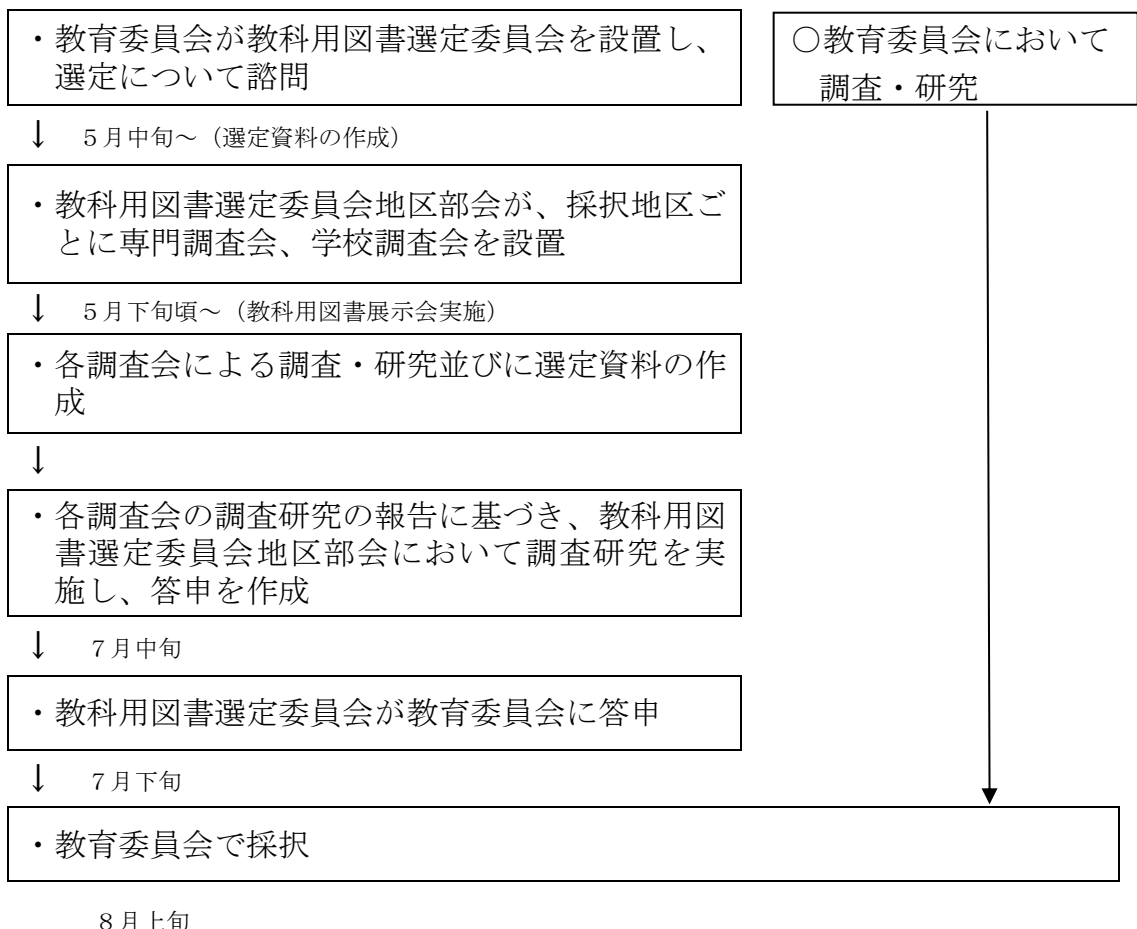
令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について

大阪市立中学校及び義務教育学校後期課程における、使用教科用図書の採択にあたっては、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づき、教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することとし、教育委員会からの諮問に基づき選定委員会が調査・研究を経て作成した答申を参照し採択を行う。

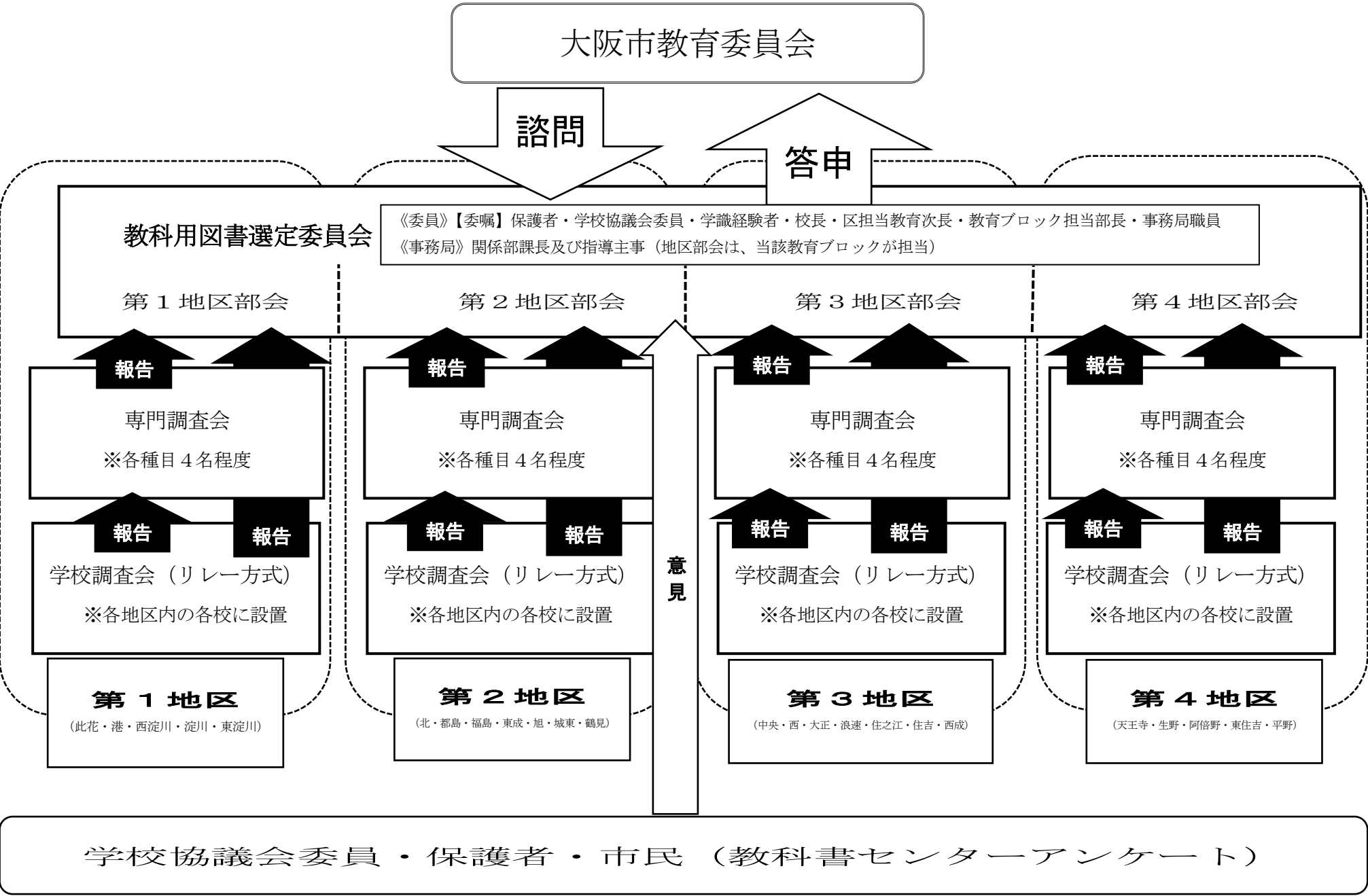
本市における教科用図書採択地区は、ニア・イズ・ベターの観点等から4地区に改正しており、より現場の意見に則した教科用図書採択事務を進めるためにも、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に、採択地区ごとに調査研究及び答申を作成する「地区部会」を設置する。

調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう充実したものとなるよう努め、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意しつつ、すべての教科用図書について新たに採択を行う。

① 採択の手順



②採択の仕組み



③ 委員会・調査会などの役割

教育委員会	・義務教育諸学校において使用する教科書として、採択地区ごと、種目ごとに、一種の教科書を採択する。
-------	--

教科用図書 選定委員会	・教育委員会の諮問を受け、地区部会ごとに、別に定める各調査会等の調査研究の報告や意見等をふまえ、教科書の調査及び研究を行い、各種目について教育委員会に答申する。
	(事務局)・教科用図書選定委員会等に対して、連絡調整を行い、教科書採択に関する事務を指導部初等・中学校教育担当が執り行う。 ・地区部会については、当該採択地区にあたる各教育ブロックの指導主事が事務を執り行う。

調査会 (採択地区ごとに設置)	専門調査会 (種目別)	・専門的な立場から義務教育諸学校における教科書についての調査研究を行い、専門調査票を作成し、地区部会に報告する。
	学校調査会 (各学校)	・教科書の調査研究を行い、校長（又はそれに代わる者）は所定の様式により、各地区の専門調査会及び地区部会に報告する。
	(事務局)・各教育ブロックの指導主事は、各調査の進捗管理及び調整を執り行う。 ・各教科を担当する指導主事は、求めに応じて、各専門調査会に対して、専門的な指導助言を行う。	

保護者 学校協議会	・保護者ならびに学校協議会委員で、教育委員会に委嘱された者は、教科用図書選定委員会において教科書の調査研究を行い、意見を述べる。
市民	・教科書展示会において教科書を閲覧する。